

兵庫県国民健康保険運営方針の改定について

1 国保運営方針の役割

国保の共同保険者である県と市町が共通認識のもと、一体となって国保財政運営の安定化、事務の標準化、共同化及び効率化を推進するための方向性及び取組を定めたもので、この方針を踏まえ、市町は地域の実情に応じて取組可能なものから順次実施するものとし、県は安定的な財政運営や市町の取組が推進されるよう支援する。

2 改定の趣旨【対象期間 令和3年～5年度】

第1期の国保運営方針の対象期間（H30.4.1～R3.3.31）が経過することから、これまでの取組の成果や課題のほか、保険料水準の統一に向けた県内の検討経過、高齢化及び医療の高度化をはじめとする国民健康保険を取り巻く環境の変化等を踏まえ、国保運営方針を改定する。

なお、改定にあたっては、国保の都道府県単位化の趣旨の深化（法定外繰入等の着実な解消、保険料水準の統一に向けた議論、医療費適正化の更なる推進など）や、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の強化を図るとともに、「望ましい均てん化」に向けた取組の推進に資するものとなるよう留意する。

3 改定のポイント

<運営方針の構成>

- 第1章 基本的事項
- 第2章 県内国保の医療に要する費用及び財政の見通し
 - 第1節 医療費の動向と将来の見通し
 - 第2節 県内市町の財政状況
 - 第3節 財政収支に係る基本的考え方（赤字解消・削減の取組等）
 - 第4節 財政安定化基金の活用
- 第3章 市町における保険料の標準的な算定方法
 - 第1節 県内市町の状況
 - 第2節 保険料統一と医療費適正化等のインセンティブ確保方策
 - 第3節 保険料の標準的な算定方法等
- 第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施
 - 第1節 現状と課題
 - 第2節 収納対策
- 第5章 市町における保険給付の適正な実施
 - 第1節 現状と課題
 - 第2節 保険給付の適正化に向けた取組
- 第6章 医療費の適正化の取組
 - 第1節 現状と課題
 - 第2節 医療費の適正化に向けた取組
- 第7章 市町が担う事務の標準化、広域化及び効率的な運営の推進
 - 第1節 市町事務の標準設定
 - 第2節 市町事務の共同実施
- 第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携
 - 第1節 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携
- 第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等

← 新たに取り組むもの
← 継続・拡充するもの

<改定の概要>

- 赤字市町は計画的な赤字の削減・解消を図るため、赤字の要因を分析し、実効的・具体的な取組内容や解消の目標年次及び年次毎の計画を県と協議をした上で定めることを追記。また、県は必要に応じて赤字の解消に向けた指導・助言を行うとともに、市町ごとの赤字の解消状況の公表（見える化）を行うこととする旨を追記
- 後年度の前期高齢者交付金等の精算に備えるとともに、将来の保険料の急激な変動を緩和するため、財政安定化基金（特例基金）に決算収支上の黒字の一部を積み立て、安定的な財政運営を図る旨を追記
- ① 将来的な同一所得・同一保険料を目指し、医療費水準や収納率、事業運営における各種取組等の統一を段階的に進めていくため、令和3年度から納付金算定における統一を行うこととする旨を追記
- ② 県は市町の医療費適正化及び収納率向上の取組を促進し、その成果を反映させるため、県2号繰入金によるインセンティブの仕組みを新たに設け、市町を支援することを追記
- ③ 標準的な算定方式（所得割・均等割・平等割による3方式等：現行運営方針に記載済み）について、目標を提示することで市町の取組を促すため、統一目標を令和6年度と定めることを追記
- ④ 県全体で医療費を支え合うことにより、市町規模による医療費増加リスクを軽減するため、市町との協議を踏まえ、市町毎の医療費水準を反映させないこととする旨を追記
 - 激変緩和措置（H30～）の継続と対象市町における適正化等の取組の推進を追記
 - 子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、高校生以下の子どもに対する国民健康保険の均等割保険料について、国に対して廃止と代替財源措置を求めるとともに、望ましいあり方について検討を重ねることを追記
- 特定健診・特定保健指導の実施率の地域差や糖尿病性腎症重症化予防の取組状況の見える化を図り、市町及び県における課題を明示するため、事業内容や取組の実施状況について新たに記載
- ⑤ 特定健診・特定保健指導に関して、市町はがん検診とセットでの実施や、休日・夜間健診の実施等、受診しやすい環境づくりを推進するとともに、県は新規対象者や受診率の低い世代へのアプローチや継続受診への働きかけなど、市町の取組を支援する旨を追記
- ⑥ 生活習慣病（糖尿病性腎症等）重症化予防の推進のため、市町は健診データ等を活用した対象者の把握や未治療者等への受診勧奨の推進、保健所の機能や人材の活用を行うことを追記するとともに、県は県医師会等との連携協定に基づき行う啓発事業や、かかりつけ医と保険者の連携を深めるための取組を実施し、市町を支援する旨を追記
- ⑦ 介護・衛生部門と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関して、法整備を踏まえ、市町は高齢者の介護予防・フレイル対策や生活習慣病の重症化予防等の実施等に取り組むとともに、県は後期高齢者医療広域連合や国保連合会と協力し、健康課題の俯瞰的把握や好事例の横展開、三師会等の医療関係団体との連携を図る旨を新たに記載
 - KDBを積極的に利用し、健康寿命の延伸に向けたビッグデータの活用を協力するとともに、市町のデータヘルス計画の評価・見直し時には、国保運営方針との整合性を図りつつ効果的な保健事業が展開されるよう、県は必要な助言・支援を行う旨を追記
- ⑧ 被保険者証と高齢受給者証を令和6年度までに一体化すること、被保険者証の有効期間を1年とすること、18歳未満の被保険者に対する短期証の期限到来前の交付など、被保険者の利便性向上等を考慮した県内の標準的な取扱いについて追記